



平成 25 年 1 月 18 日

各 位

会 社 名 PGMホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 神田 有宏
(コード番号：2466、東証第1部)
問合せ先 社長室長 大園 久夫
(TEL. 03-6408-8800)

株式会社アコーディア・ゴルフ株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

PGMホールディングス株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 11 月 15 日開催の取締役会において、株式会社アコーディア・ゴルフ（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部上場、コード番号：2131。以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 24 年 11 月 16 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 25 年 1 月 17 日をもって終了いたしましたので、以下のとおり、本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名 称 PGMホールディングス株式会社
所在地 東京都港区高輪一丁目 3 番 13 号

(2) 対象者の名称

株式会社アコーディア・ゴルフ

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
524, 105 株	209, 224 株	524, 105 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（209, 224 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。
また、応募株券等の総数が買付予定数の上限（524, 105 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

- (注3) 対象者が平成24年6月29日に提出した第33期有価証券報告書、同年8月8日に提出した第34期第1四半期報告書及び同年11月7日に提出した第34期第2四半期報告書によれば、平成24年4月1日以降同年9月30日までに、①平成18年3月30日開催の対象者取締役会決議により発行された第1回新株予約権、②平成18年3月30日開催の対象者取締役会決議により発行された第2回B種新株予約権、③平成18年3月30日開催の対象者取締役会決議により発行された第2回C種新株予約権及び④平成18年3月30日開催の対象者取締役会決議により発行された第2回D種新株予約権（併せて、以下「本新株予約権」といいます。）が行使されることにより発行等した対象者普通株式は100株であるとのことであり、また、同年10月1日以降公開買付期間末日までに、本新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式は最大20,040株とのことです。かかる新株予約権の行使により発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式についても本公開買付けの対象となります。
- (注4) 買付予定数の下限は、対象者が平成24年11月7日に提出した第34期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数(1,053,587株)から、本公開買付けを通じて取得する予定のない同四半期報告書に記載された同年9月30日現在の対象者の保有する自己株式数(27,510株)を控除した株式数(1,026,077株)に、同年10月1日以降公開買付期間末日までに、本新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式の最大数(20,040株)を加算した株式数(1,046,117株)の20.00%に相当します。
- (注5) 買付予定数の上限は、対象者が平成24年11月7日に提出した第34期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数(1,053,587株)から、本公開買付けを通じて取得する予定のない同四半期報告書に記載された同年9月30日現在の対象者の保有する自己株式数(27,510株)を控除した株式数(1,026,077株)に、同年10月1日以降公開買付期間末日までに、本新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式の最大数(20,040株)を加算した株式数(1,046,117株)の50.10%に相当します。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成24年11月16日（金曜日）から平成25年1月17日（木曜日）まで（38営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、81,000円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により追加・訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、法第27条の13第4項第1号に基づき、応募株券等の総数が買付予定数の下限（209,224株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わないものとしておりましたが、応募株券等の総数（174,580株）が買付予定数の下限（209,224株）に満たなかったため、応募株券等の全部の買付けを行いません。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みません。）第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年1月18日に東京証券取引所において、報道機関に対して公表いたしました。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	52,443個	(買付け等前における株券等所有割合 5.11%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	52,443個	(買付け等後における株券等所有割合 5.11%)
対象者の総株主の議決権の数	1,026,077個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成24年11月7日に提出した第34期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主等の議決権の数を記載しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注4) なお、当社は、平成24年11月15日に、当社代表取締役である神田有宏（以下「神田代表取締役」といいます。）との間で、本公開買付けによらないで、神田代表取締役が保有する対象者の普通株式1株を、当社が公開買付期間中に買い受ける旨の契約を締結しており、本公開買付期間中に、当該株式1株を買い受けております。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

パークレイズ証券株式会社 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー31階

② 決済の開始日

平成25年1月24日（木曜日）

③ 決済の方法

該当事項はありません。

④ 株券の返還方法

応募株券等の全ての買付け等を行わないため、返還することが必要な株券等は、決済の開始日以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主については、当該口座に振り替えることにより返還します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付けが成立しなかったことを踏まえた今後の方針等につきましては未定となっております。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

PGMホールディングス株式会社
株式会社東京証券取引所

東京都港区高輪一丁目3番13号
東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上